

## Felicite 会員規約

### 第一条 会員の定義

会員とは、株式会社 Felicite（以下「当社」といいます）の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当社に会員サービスの利用を申し込み、当社が入会の承認をした個人及び法人をいいます。

### 第二条 会員の種類

会員の種類は以下とする。

1. 世帯ごとに年会費を支払うことによりゲスト価格より毎回 2 割引き価格の一般会員
2. 別途犬種ごとに設定され、犬ごとの年間契約月額会費制の Felicite 会員。
3. 別途犬種ごとに設定され、犬ごとの年間契約月額会費制の Premium 会員

### 第三条 会員の期間

会員の期間は入会日より 1 年後の前日までとし、退会しない限りは以後一年毎の自動更新とする。

### 第四条 支払いの方法

第二条第一項の一般会員については現金のみとする。

月額会員は翌月分の会費を当月 27 日に当社指定口座振替にて支払う。

口座振替の手続きが間に合わない分については、銀行振込、もしくは現金支払いとする。

### 第五条 サービスの内容

各会員のサービス内容は以下とする。

#### 1. 一般会員

- ① サービス内容はゲストと同一
- ② ゲスト価格より毎回 20%割引。

#### 2. Felicite 会員

- ① 月に一度のトリミングサービス
  - ② 月に何度でもグルーミングサービス
  - ③ 月に一泊のお預かりサービス
  - ④ 事前予約限定 7 時から 22 時まで預かり時間延長サービス
  - ⑤ 開店前、閉店後の送迎サービス
  - ⑥ 老犬向けノンシャワーコース
  - ⑦ 別項にて定める提携動物病院での各種サービス提供
- なお、項目②については上限を月 4 回程度とする。

#### 3. Premium 会員

- ① 月に一度のトリミングサービス
  - ② 月に何度でもグルーミングサービス
  - ③ 月に六泊までのお預かりサービス
  - ④ 事前予約限定 7 時から 22 時まで預かり時間延長サービス
  - ⑤ 予約前後の送迎サービス
  - ⑥ 老犬向けノンシャワーコース
  - ⑦ 別項にて定める提携動物病院での各種サービス提供
- なお、項目②については上限を月 8 回程度とする。

## 第六条 提携先動物病院でのサービス提供

Felicite 会員ならびに Premium 会員については、当社指定の会員証を提携先動物病院にて提示することにより、下記サービスを受けることができる。

この場合、提携先動物病院での会計は当社にて月額費用より支払う。

- ① 狂犬病の法定予防接種
- ② 8種混合ワクチン
- ③ 年8回分のフィラリア予防薬、それを処方する為に必要な健康診断
- ④ 年8回分のノミ・ダニ予防薬

これを超えるサービス提供を病院から受ける場合は、都度会員が実費で精算するものとする。

## 第七条 予約について

一般会員の予約については次回の予約までとする。Felicite 会員については次々回まで。Premium 会員については4回先までの予約とする。

予約は、当店へ電話、メール、当店指定の予約システムを利用した予約とする。

Twitter、Facebook、Line 等の SNS ツールでの予約は受け付けないこととする。

## 第八条 割引

月額会費制の会員は、別の会員を紹介し加入した場合、その紹介した会員が契約し続ける限り会費を1,000円減額することとし、上限は2,000円の減額とする。

また、多頭飼いの会員については各犬各1,000円ずつ会費を減額するものとする。

## 第九条 退会

退会する場合は有効期限の2ヶ月前までに弊社指定の退会届に記入し、提出すること。

一般会員については年会費の返却はしない。

Felicite 会員、Premium 会員については有効期限内に退会する場合は残存月数の会費を支払うこと。

## 第十条 通知

当社は、会員への事前の通知なく、本サービスの内容・名称の変更を行うことができるものとします。

但し、本サービスの終了・利用料の額を変更（以下総称して「変更等」とします）する場合には、オンラインまたは当社が別途定める方法で、事前に会員へ公表する。

なお、当社は変更等によって会員または他者が被った損害について、この会員規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

## 第十一条 個人情報

当社は、会員の個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

## 第十二条 準拠法および合意管轄

本規約には、日本法が適用されます。

本サービスに関連する紛争、訴訟については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定日 平成27年10月19日

最終改定日 平成27年12月14日

代表取締役 小出 康史